

令和 7 年度臨時的任用職員登録要項

項 目	内 容																																
任用根拠	・ 地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項 ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号 ・ 職員の配偶者同行休業に関する条例第 9 条																																
職種	事務、土木、建築、機械、電気、I C T、環境検査、林業、造園、衛生監視、福祉、心理、栄養士、保健師、看護師																																
職級	1 級職																																
勤務職場	知事部局、公営企業、行政委員会等 本庁舎（新宿区西新宿 2－8－1）又は出先事業所																																
職務内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th><th>職務内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事 務</td><td>一般事務（庶務事務、その他の事務）等</td></tr> <tr> <td>土 木</td><td>土木に関する計画、設計、工事監督等</td></tr> <tr> <td>建 築</td><td>建築に関する計画、設計、工事監督等</td></tr> <tr> <td>機 械</td><td>機械に関する計画、設計、工事監督、保守管理等</td></tr> <tr> <td>電 気</td><td>電気に関する計画、設計、工事監督、保守管理等</td></tr> <tr> <td>I C T</td><td>I C Tに関する業務</td></tr> <tr> <td>環境検査</td><td>工場排水、生活排水及び産業廃棄物の規制・指導等、浄水場等における水質検査</td></tr> <tr> <td>林 業</td><td>森林の育成・保護、水道水源林の管理運営、治山工事等の設計及び実施</td></tr> <tr> <td>造 園</td><td>公園緑地等の設計、施工監督、管理等</td></tr> <tr> <td>衛生監視</td><td>食品関係営業施設及び製造業等に対する立入・監視指導・収去検査、環境衛生関係営業施設（理・美容所、公衆浴場等）及び特定建築物（ビル、マンション等）に対する立入・監視指導（勤務形態は早朝・深夜業務、高所作業を含む。）、食品・感染症・環境等に係る試験検査等</td></tr> <tr> <td>福 祉</td><td>福祉施設等における相談業務及び直接処遇業務等</td></tr> <tr> <td>心 理</td><td>福祉施設における相談業務及び心理判定・心理治療</td></tr> <tr> <td>栄養士</td><td>栄養に関する業務</td></tr> <tr> <td>保健師</td><td>公衆衛生に関する業務等</td></tr> <tr> <td>看護師</td><td>看護業務等</td></tr> </tbody> </table> ※ 具体的な職務内容は、「勤務希望・資格等調査書」を参照すること。 ※ 任期の定めのない常勤職員と同様の業務に従事する。 ※ 主にパソコンの基本的な操作（文書作成等）を必要とする職務に従事する。	職種	職務内容	事 務	一般事務（庶務事務、その他の事務）等	土 木	土木に関する計画、設計、工事監督等	建 築	建築に関する計画、設計、工事監督等	機 械	機械に関する計画、設計、工事監督、保守管理等	電 気	電気に関する計画、設計、工事監督、保守管理等	I C T	I C Tに関する業務	環境検査	工場排水、生活排水及び産業廃棄物の規制・指導等、浄水場等における水質検査	林 業	森林の育成・保護、水道水源林の管理運営、治山工事等の設計及び実施	造 園	公園緑地等の設計、施工監督、管理等	衛生監視	食品関係営業施設及び製造業等に対する立入・監視指導・収去検査、環境衛生関係営業施設（理・美容所、公衆浴場等）及び特定建築物（ビル、マンション等）に対する立入・監視指導（勤務形態は早朝・深夜業務、高所作業を含む。）、食品・感染症・環境等に係る試験検査等	福 祉	福祉施設等における相談業務及び直接処遇業務等	心 理	福祉施設における相談業務及び心理判定・心理治療	栄養士	栄養に関する業務	保健師	公衆衛生に関する業務等	看護師	看護業務等
職種	職務内容																																
事 務	一般事務（庶務事務、その他の事務）等																																
土 木	土木に関する計画、設計、工事監督等																																
建 築	建築に関する計画、設計、工事監督等																																
機 械	機械に関する計画、設計、工事監督、保守管理等																																
電 気	電気に関する計画、設計、工事監督、保守管理等																																
I C T	I C Tに関する業務																																
環境検査	工場排水、生活排水及び産業廃棄物の規制・指導等、浄水場等における水質検査																																
林 業	森林の育成・保護、水道水源林の管理運営、治山工事等の設計及び実施																																
造 園	公園緑地等の設計、施工監督、管理等																																
衛生監視	食品関係営業施設及び製造業等に対する立入・監視指導・収去検査、環境衛生関係営業施設（理・美容所、公衆浴場等）及び特定建築物（ビル、マンション等）に対する立入・監視指導（勤務形態は早朝・深夜業務、高所作業を含む。）、食品・感染症・環境等に係る試験検査等																																
福 祉	福祉施設等における相談業務及び直接処遇業務等																																
心 理	福祉施設における相談業務及び心理判定・心理治療																																
栄養士	栄養に関する業務																																
保健師	公衆衛生に関する業務等																																
看護師	看護業務等																																
任用期間	1 会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）以内で、常時勤務を要する職に欠員を生じた期間とする。																																

項 目	内 容																					
	ただし、地方公務員法に基づく臨時的任用の任期は、6月を超えない期間とし、引き続き1回に限り、6月を超えない期間で更新をする場合がある。 ※ 常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において任用されるため、任用期間は欠員状況により異なる。 ※ 欠員期間を限度とする任用のため、対象者が予定より早く復帰等する場合は、その時点で任用期間満了となる。 ※ 任用のあった日の属する年度内の任用となる。 ※ 任用期間満了後は退職となる。																					
応募資格・ 求められる能力等	以下のすべてに該当する者であること。 ・ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者 ・ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に該当しない者 ・ 以下、各職種の応募資格を満たす者																					
	<table><tr><th rowspan="2">職種</th><th colspan="2">応募資格</th></tr><tr><th>国籍</th><th>必要な資格・免許等</th></tr><tr><td>事務 土木 建築 機械 電気 ICT 環境検査 林業 造園</td><td rowspan="2">日本国籍を有する者</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>心理</td></tr><tr><td>衛生監視</td><td>日本国籍を有する者</td><td>「衛生監視」の資格要件 ①から④までのいずれかの資格要件</td></tr><tr><td>福祉</td><td rowspan="4"></td><td>社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員のいずれかの資格を有する者若しくは高校を卒業した者で社会福祉関連事業経験2年以上の者</td></tr><tr><td>栄養士</td><td>栄養士の免許（管理栄養士の免許も可）</td></tr><tr><td>保健師</td><td>保健師の免許</td></tr><tr><td>看護師</td><td>看護師の免許</td></tr></table>	職種	応募資格		国籍	必要な資格・免許等	事務 土木 建築 機械 電気 ICT 環境検査 林業 造園	日本国籍を有する者		心理	衛生監視	日本国籍を有する者	「衛生監視」の資格要件 ①から④までのいずれかの資格要件	福祉		社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員のいずれかの資格を有する者若しくは高校を卒業した者で社会福祉関連事業経験2年以上の者	栄養士	栄養士の免許（管理栄養士の免許も可）	保健師	保健師の免許	看護師	看護師の免許
	職種		応募資格																			
		国籍	必要な資格・免許等																			
	事務 土木 建築 機械 電気 ICT 環境検査 林業 造園	日本国籍を有する者																				
	心理																					
	衛生監視	日本国籍を有する者	「衛生監視」の資格要件 ①から④までのいずれかの資格要件																			
	福祉		社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、児童指導員、児童生活支援員又は児童自立支援専門員のいずれかの資格を有する者若しくは高校を卒業した者で社会福祉関連事業経験2年以上の者																			
	栄養士		栄養士の免許（管理栄養士の免許も可）																			
	保健師		保健師の免許																			
看護師	看護師の免許																					

項 目	内 容																		
	・ 「衛生監視」の資格要件 次の①から④までのいずれかの資格要件を満たす者 ① 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師の免許を有する者（取得見込みは含まない。） ② 大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ※ 薬学については、4年生課程を修めて卒業した者を含む。 ※ 畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）については、平成16年2月27日付食安発第0227003号厚生労働省通知（食品衛生管理者及び食品衛生監視員に係る資格要件の取扱いについて）にある所定の科目を履修した者に限る。 ③ 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者 ④大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校において、衛生工学の課程を修めて卒業した者																		
勤務時間	週38時間45分（原則として、月曜日から金曜日までの5日間に、1日につき7時間45分（休憩時間1時間を除く。）） ※ 従事する業務により、所定勤務時間を超える勤務を命じることがある。 ※ 職種や職務内容によっては、夜勤を含む勤務形態や、変則的な休日となる場合がある。																		
給与等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th><th>月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務、土木、建築、機械、電気、環境検査、林業、造園、福祉</td><td>約225,600円</td></tr> <tr> <td>I C T</td><td>約270,600円</td></tr> <tr> <td>衛生監視、心理</td><td>約239,600円</td></tr> <tr> <td>栄養士</td><td>約245,100円</td></tr> <tr> <td>保健師</td><td>約270,800円</td></tr> <tr> <td>看護師（大学4卒）</td><td>約279,000円</td></tr> <tr> <td>看護師（短大3卒）</td><td>約270,800円</td></tr> <tr> <td>看護師（短大2卒）</td><td>約263,600円</td></tr> </tbody> </table> ※ 令和7年1月1日時点の給料月額に地域手当（20%地域勤務の場合）を加算したもの ※ 給与改定等があった場合は、その定めによる。 ※ 通勤手当、期末・勤勉手当などの手当制度あり ※ 学校卒業後又は免許取得後に職歴等がある者は、一定の基準により加算される場合あり	職種	月額	事務、土木、建築、機械、電気、環境検査、林業、造園、福祉	約225,600円	I C T	約270,600円	衛生監視、心理	約239,600円	栄養士	約245,100円	保健師	約270,800円	看護師（大学4卒）	約279,000円	看護師（短大3卒）	約270,800円	看護師（短大2卒）	約263,600円
職種	月額																		
事務、土木、建築、機械、電気、環境検査、林業、造園、福祉	約225,600円																		
I C T	約270,600円																		
衛生監視、心理	約239,600円																		
栄養士	約245,100円																		
保健師	約270,800円																		
看護師（大学4卒）	約279,000円																		
看護師（短大3卒）	約270,800円																		
看護師（短大2卒）	約263,600円																		

項 目	内 容
休日、休暇	・ 休日は、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで（国民の祝日を除く。））とする。 ・ 休暇は、年次有給休暇、夏季休暇等がある。
社会保険	共済組合（短期給付、福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険等 ※ 一定の要件を満たす場合
服務	守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定が適用される。
その他の勤務条件等	職員の勤務時間、給与等の詳細は、東京都条例等の定めによる。
応募方法等	「臨時的任用職員申込書」及び「勤務希望・資格等調査書」（別添参照）を以下の「応募・問合せ先」宛てにメールで提出すること。 メールの件名は、「【臨時的任用】登録申込みについて」とすること。 なお、メールでの申込みが困難な場合に限り、郵送での申込みも可とする。 ※ 連絡先として、日中連絡できる電話番号及びメールアドレスを記載すること。 ※ 配慮が必要な事項がある場合は、必ずその旨を記入すること。 ※ 申込書類は任用に関する業務のみに使用し、他の目的には使用しない。 ※ 登録完了の連絡はしない。 ※ 申込書類は返却しない。 ※ 申込みの際に発生する通信料金等は自己負担となる。
募集期間	随時 ※ 登録順による優先的な取扱いはない。
登録有効期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※ 臨時的任用職員として任用されたときは、有効期間内であっても登録は抹消される。
登録内容の変更・抹消	登録内容の変更・抹消の事由が発生した場合は、臨時的任用職員欠員代替登録（変更・抹消）届出書（別添参照）を提出すること。
任用	登録者の中から、書類審査や面接等を経て、随時任用候補者を決定する。任用候補者は、臨時的任用が必要となる時期から任用される。
注意事項	・ 本募集は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に、その代替職員として任用するものであること。 ・ 任用は不定期であり、登録されてもすぐに任用されない場合があるほか、必ず任用されるとは限らない。 ・ 希望と異なる配属先や業務内容となる可能性があること。 ・ 臨時的任用職員として任用されたときは当該申込みに係る登録が抹消され、年度中に再度登録を希望する場合は改めて応募する必要があること。
応募・問合せ先	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 （東京都庁第一本庁舎13階南側） 担当 東京都総務局人事部制度企画課 電話 03-5388-2394（直通） メールアドレス S0000018@section.metro.tokyo.jp